

平成 21 年 6 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社セブン銀行  
代表者名 代表取締役社長 安齋 隆  
(コード番号：8410)  
問合せ先 取締役常務執行役員企画部長 二子石 謙輔  
(TEL：03-3211-3041)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 18 日開催予定の第 8 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 銀行法で定める業務範囲を全て含む趣旨を明確化すること、及び社債等登録法が廃止されたことに伴い、現行定款第 2 条（目的）を変更するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
  - ①決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますが、改めて現行定款第 7 条（株券の発行）を削除するものであります。
  - ②株券喪失登録簿は、決済合理化法施行の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、現行定款第 9 条（株主名簿管理人）を修正し、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (3) 会社法の趣旨に則り、また株主総会の開催場所確保の観点から、現行定款第11条（招集地）を削除し、株主総会招集地の制限を撤廃するものであります。
- (4) その他、条数の繰上げ、文言の修正や加除等の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年 6 月 18 日
定款変更の効力発生日	平成21年 6 月 18 日

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1)預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引並びに為替取引 (2)債務の保証又は手形の引受けその他前号の銀行業務に付随する業務 (3)国債、地方債、政府保証債に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務 (4)担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務 (5)その他前各号の業務に付帯又は関連する事項</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は株式にかかる株券を発行する。</p> <p>(株式取扱規則) 第8条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。 3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>(招集) 第10条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(招集地) 第11条 当社の株主総会は、東京都において招集する。</p> <p>第12条～第49条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1)預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引並びに為替取引 (2)債務の保証又は手形の引受けその他前号の銀行業務に付随する業務 (3)国債、地方債、政府保証債に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務 (4)前各号の業務のほか、銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務 (5)その他前各号の業務に付帯又は関連する事項</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(株式取扱規則) 第7条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き<u>その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(招集) 第9条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第10条～第47条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>附則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置き<u>その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するものとする。</p>